



発行 新潟県

第 61 号

平成26年8月8日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 54 新潟県財務規則の一部を改正する規則（財政課）
- 55 新潟県物品会計規則の一部を改正する規則（出納局管理課）

訓 令

- 15 新潟県財務規則第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令の一部改正（財政課）
- 16 新潟県物品会計規則第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を定める訓令の一部改正（出納局管理課）

告 示

- 1171 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の休止届（障害福祉課）
- 1172 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 1173 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 1174 土地改良事業の工事完了届（農地建設課）
- 1175 平成26年度地籍調査事業計画の変更（農村環境課）
- 1176 土地収用法による事業の認定（用地・土地利用課）
- 1177 道路の区域変更（道路管理課）
- 1178 都市計画案の縦覧（都市政策課）
- 1179 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 1180 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 1181 公有水面埋立ての免許（港湾整備課）

公 告

- 採石業務管理者試験の実施（河川管理課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

雑 報

- 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の一部改正（大学・私学振興課）

規 則

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年8月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第54号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第9条の3 (略)</p> <p><u>(支出命令者等の印影の届出)</u></p> <p>第9条の4 <u>支出命令者及び当該支出命令者を直接補佐する職にある者は、支出を命令する書類に押印する印鑑の印影を、あらかじめ、支出の命令の審査を行う会計管理者の権限を第9条第1項の規定により委任された者若しくは第9条の2第2項から第5項までの規定により専決することができる者又は支出の命令の審査を行う事務所所属出納員の権限を第10条の規定により専決することができる者に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 会計管理者は、前項の届出のあつた印鑑を押印した書類による支出命令によらなければ支払をしてはならない。</u></p>	<p>第9条の3 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年8月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第55号

新潟県物品会計規則の一部を改正する規則

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(出納通知)</p> <p>第24条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定は、財務規則第2条第15号に規定する支出負担行為担当者が物品を取得のため受入れをさせようとするときに準用する。</u></p> <p><u>3 物品出納員は、第1項（前項において準用する場合を含む。）の通知に係る物品の出納をしようとするときは、その出納が当該通知の内容に適合しているかどうかを確認しなければならない。</u></p>	<p>(出納通知)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 物品出納員は、<u>前項</u>の通知に係る物品の出納をしようとするときは、その出納が当該通知の内容に適合しているかどうかを確認しなければならない。</p>
<p>(備品類等の照合)</p> <p>第27条の2 物品取扱員は、所管する物品管理職員の命を受けて、毎年度、第39条第1項第1号の物品管理簿の備品類及び消耗品類（郵便切手類を除く。）に係る記載内容と現物を照合確認しなければならない。</p>	<p>(備品類の照合)</p> <p>第27条の2 物品取扱員は、所管する物品管理職員の命を受けて、毎年度、第39条第1項第1号の物品管理簿の備品類に係る記載内容と現物を照合確認しなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第15号

本 庁
地 域 機 関

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令（平成5年3月新潟県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

平成26年 8 月 8 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削り、同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前														
新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定による帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成5年4月1日から実施し、新潟県財務規則第223条の規定による帳票その他の書類の様式指定（昭和57年3月新潟県訓令第1号）は、平成5年3月31日限り廃止する。ただし、平成4年度に属する歳入歳出に係る帳票その他の書類の様式については、なお従前の例によるものとする。			新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定による帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成5年4月1日から実施し、新潟県財務規則第223条の規定による帳票その他の書類の様式指定（昭和57年3月新潟県訓令第1号）は、平成5年3月31日限り廃止する。ただし、平成4年度に属する歳入歳出に係る帳票その他の書類の様式については、なお従前の例によるものとする。														
様式番号	名 称	規定条文	様式番号	名 称	規定条文												
第1号様式	支出命令者印鑑表	第9条の4第1項	第1号様式	削除													
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)												
第1号様式 （第9条の4関係） 支出命令者印鑑表 様 年 月 日 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">支出命令者</td> <td style="width: 50%;">印影</td> </tr> <tr> <td>職名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">代決者</td> <td style="width: 50%;">印影</td> </tr> <tr> <td>職名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> </table> 注 この表は、支出命令者ごとに作成すること。			支出命令者	印影	職名		氏名		代決者	印影	職名		氏名		第1号様式 削除		
支出命令者	印影																
職名																	
氏名																	
代決者	印影																
職名																	
氏名																	

◎新潟県訓令第16号

本 庁
地 域 機 関

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を定める訓令（昭和39年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

平成26年8月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																																		
<p>新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を次のように定め、昭和39年4月1日から実施し、新潟県物品会計規則（昭和35年新潟県規則第16号）第53条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式の指定（昭和35年4月新潟県訓令第20号）は、昭和39年3月31日限り廃止する。ただし、従前の規定による様式で、その用紙類の残存するものについては、これを適宜修正して使用することができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">報 告 書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">(名 称)</td> <td style="width: 33%;">(様式番号)</td> <td style="width: 33%;">(規定条文)</td> </tr> <tr> <td>(1) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) <u>備品等照合確認結果報告書</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3)～(5) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>第1号様式の9（第39条、第41条関係） 物品管理簿（消耗品） 物品出納簿</p> <p>(略)</p> <p>注 1～4 (略)</p> <p>5 「備考欄」には、<u>払出先</u>を記載する。</p> <p>6 (略)</p> <p>第8号様式（第27条の2関係） (略) <u>備品等照合確認結果報告書</u></p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">大分類</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">中分類</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table>	(名 称)	(様式番号)	(規定条文)	(1) (略)	(略)	(略)	(2) <u>備品等照合確認結果報告書</u>	(略)	(略)	(3)～(5) (略)	(略)	(略)	(略)			(略)		大分類	中分類							<p>新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を次のように定め、昭和39年4月1日から実施し、新潟県物品会計規則（昭和35年新潟県規則第16号）第53条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式の指定（昭和35年4月新潟県訓令第20号）は、昭和39年3月31日限り廃止する。ただし、従前の規定による様式で、その用紙類の残存するものについては、これを適宜修正して使用することができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">報 告 書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">(名 称)</td> <td style="width: 33%;">(様式番号)</td> <td style="width: 33%;">(規定条文)</td> </tr> <tr> <td>(1) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) <u>備品照合確認結果報告書</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3)～(5) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>第1号様式の9（第39条、第41条関係） 物品管理簿（消耗品） 物品出納簿</p> <p>(略)</p> <p>注 1～4 (略)</p> <p>5 「備考欄」には、<u>供用のため払出しを受けた職員の氏名</u>を記載する。</p> <p>6 (略)</p> <p>第8号様式（第27条の2関係） (略) <u>備品照合確認結果報告書</u></p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">分類</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table>	(名 称)	(様式番号)	(規定条文)	(1) (略)	(略)	(略)	(2) <u>備品照合確認結果報告書</u>	(略)	(略)	(3)～(5) (略)	(略)	(略)	(略)			(略)		分類							
(名 称)	(様式番号)	(規定条文)																																																	
(1) (略)	(略)	(略)																																																	
(2) <u>備品等照合確認結果報告書</u>	(略)	(略)																																																	
(3)～(5) (略)	(略)	(略)																																																	
(略)																																																			
(略)																																																			
大分類	中分類																																																		
(名 称)	(様式番号)	(規定条文)																																																	
(1) (略)	(略)	(略)																																																	
(2) <u>備品照合確認結果報告書</u>	(略)	(略)																																																	
(3)～(5) (略)	(略)	(略)																																																	
(略)																																																			
(略)																																																			
分類																																																			

(略)	(略)
-----	-----

第 8 号様式別紙を次のように改める。

(別紙)

現在高表

大分類	中分類	前年度現物現在高	増 減		本 年 度		備 考
			増	減	現物現在高	物品管理簿現在高	

注 1 「前年度現物現在高欄」は前年度 4 月 1 日現在における現物現在高を、「本年度現物現在高欄」及び「本年度物品管理簿現在高欄」はそれぞれ本年度 4 月 1 日現在における現物現在高及び物品管理簿現在高を記載すること。

2 「増減欄」は、本年度現物現在高の前年度現物現在高に対する延べ増加数及び延べ減少数を記載すること。

3 本年度の現物現在高と物品管理簿現在高に不一致がある場合は、「備考欄」にその数を記載すること。

告 示

◎新潟県告示第1171号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり休止する旨の届出があった。

平成26年 8 月 8 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	住 所	担当する医療の種類	休止年月日
ABC薬局	長岡市寿 2 - 2 - 19	薬局	平成26年 6 月 16 日

◎新潟県告示第1172号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第 1 項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成26年 8 月 8 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	担当する医療の種類	指定年月日
小千谷のぞみ調剤薬局	小千谷市東栄 1 丁目 6 番 7 号	精神通院医療	平成26年 8 月 1 日
吉田病院長町訪問看護ステーション	長岡市長町 1 丁目 1667 番地 6	精神通院医療	平成26年 8 月 1 日

◎新潟県告示第1173号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

平成26年8月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
こしじ調剤薬局	長岡市飯塚字中之島2831番	精神通院医療	平成26年8月1日

◎新潟県告示第1174号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成26年8月8日

新潟県上越地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
妙高市 大江口土地改良区	猪野山	農業用排水施設整備（県単農業農村整備事業「かんがい排水」）事業	平成26年3月31日

◎新潟県告示第1175号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成26年度地籍調査事業計画（平成26年4月15日新潟県告示675号）を次のとおり変更する。

平成26年8月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
新潟市	新潟市の第05-16計画区・第06-16計画区・第06-17計画区・第06-18計画区・第02-19-3計画区・第02-22-1計画区・第03-20-2計画区・第03-26-1計画区・第14-13-1計画区及び第09-14-1計画区	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
新発田市	新発田市の第2計画区及び第3計画区	〃
小千谷市	小千谷市の第24計画区及び第26計画区	〃
十日町市	十日町市の市街第4計画区・市街第5計画区・市街第6計画区・市街第7計画区・市街第8計画区及び市街第9計画区	〃
見附市	見附市の第3計画区・第4計画区及び第5計画区	〃
村上市	村上市の朝第29計画区・朝第30計画区・朝第31計画区・朝第32計画区・朝第33計画区・神第30計画区・神第31計画区・神第32計画区及び神第33計画区	〃
燕市	燕市の第37計画区・第38計画区及び第40計画区	〃

糸魚川市	糸魚川市の第19計画区及び第21計画区	〃
阿賀野市	阿賀野市の第35計画区・第36-1計画区及び第36-2計画区	〃
佐渡市	佐渡市の第49計画区及び第50計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第14-1計画区・第14-2計画区・第57-1計画区・第S10計画区・第S11計画区・第S12計画区・第S13計画区及び第S15計画区	〃
湯之谷地域 森林組合	魚沼市の湯森林第1-1計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第6計画区・第7計画区・第8計画区及び南魚沼市計画区	〃
胎内市	胎内市の第43計画区及び第44計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第35計画区及び第36計画区	〃
田上町	田上町の第1計画区及び第2計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第1計画区・第2計画区及び第4計画区	〃
湯沢町	湯沢町の第102-1計画区・第102-2計画区及び第102-3計画区	〃
刈羽村	刈羽村の第09計画区・第10計画区・第11-1計画区及び第12計画区	〃
関川村	関川村の第14-2計画区・第14-3計画区・第14-4計画区・第14-5計画区・第14-6計画区・第15-1計画区及び第15-2計画区	〃

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
平成26年8月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 起業者の名称
十日町市
- 2 事業の種類
（仮称）十日町市市民文化ホール・十日町市中央公民館建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
十日町市本町1丁目上地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

（仮称）十日町市市民文化ホール・十日町市中央公民館建設事業（以下「本件事業」という。）のうち、（仮称）十日町市市民文化ホール（以下「市民文化ホール」という。）建設は、法第3条第32号に規定する「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当し、また、十日町市中央公民館（以下「中央公民館」という。）建設は、法第3条第22号に規定する「社会教育法による公民館」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業に必要な経費について今年度予算措置しており、来年度以降も予算措置することを確約していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

十日町市では現在、多目的ホールである十日町市市民会館（以下「市民会館」という。）と中央公民館を併設し、市民会館では市民、児童生徒による演奏発表会や著名アーティストのコンサート、中央公民館では自主グループによる学習活動や講演会等、様々な催し物、事業の用に供している。

しかし、建設後40年以上の経過による老朽化及び中越地震等による被災に伴い建物の損傷が激しいこと、高齢者や障害者に配慮した設備や遮音機能が不足して使い勝手が悪いこと、市民会館の客席数が少なく市民が望むアーティストの招聘には限界があること等から、市ではこれらの施設を新しく建て替え、市民会館の名称を市民文化ホールに変更するものであり、本件事業は「新市建設計画」及び「十日町市総合計画後期基本計画」に掲げられている。

市民文化ホールと中央公民館の併設は、利用状況による相互の空き室を出演者の控室や市民の学習の場として臨機応変に利用し、両施設を効率よく活用できることから、建て替え後も今まで同様に併設することとしている。

本件事業の実施により、市民文化ホールの客席数を増やし3層構造にすることで、市民の要望に応え、利用形態に合わせて客席や照明を使用することが可能となり、中央公民館も遮音機能を備えた練習室及び講堂で周囲への影響を気にせず講座の活動に励むことが可能となる。また、建物にバリアフリーの機能を充実させ、市民誰もが安心して様々な用途で利用できることとなり、生涯学習の取組の推進や芸術文化の水準の向上等、市の文化振興につながることから、本件事業は公益に大きく資するものである。

本件事業による周辺環境への影響として、起業地の東側及び北側にある住宅地への日照や騒音等の影響が懸念されるが、建物を西側に配置し、東側及び北側に配置する駐車場の周辺には堀を設置し樹木を植えることとしていることから、周辺環境への影響は少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく埋蔵文化財包蔵地、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく鳥獣保護区及び自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全地域のいずれにも含まれていない旨市の担当課から回答を得ている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、電力や上下水道の敷設が容易で建設に支障がないこと、市街地又はその周辺で交通の便がよいこと等を条件に現在の敷地を含む3箇所を選定し、自然的条件や経済的条件をも考慮して比較検討した結果、都市計画法の用途地域に支障がなく、必要面積を確保できる本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(3)アで述べたように老朽化と地震により建物の損傷が激しく、昨年春には欠損した階段が原因で人がも出ている。また、現在の建物は構造上新耐震基準に適合するような改修が難しいとのことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

十日町市生涯学習課（十日町市中央公民館内）

◎新潟県告示第1177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年8月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 253号

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市大島区大平字平畑 3890 番から 同市大島区大平字平畑5382番まで	新	15.7～23.6メートル	100.0メートル
	旧	15.7～23.6メートル	100.0メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道404号と重用

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 404号

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
-----	------	-------	-----

上越市大島区大平字平畑 5382 番から	新	15.7～23.6メートル	100.0メートル
同市大島区大平字平畑3890番まで	旧	15.7～23.6メートル	100.0メートル

備考 路線の重用
全区間一般国道253号と重用

◎新潟県告示第1178号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成26年8月8日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 都市計画の種類
上越都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 上越都市計画市街化区域
 - ア 追加する部分
上越市大貫4丁目の一部
 - イ 削除する部分
なし
 - (2) 上越都市計画市街化調整区域
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
上越市大貫4丁目の一部
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 自 平成26年8月8日
至 平成26年8月22日
 - (2) 場所
 - ア 上越市本城町5番6号（〒943-8551）
上越地域振興局地域整備部計画調整課
 - イ 上越市木田1丁目1番3号（〒943-8601）
上越市都市整備部都市整備課
- 4 その他
この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、新潟県に意見書を提出することができる。

◎新潟県告示第1179号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年8月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 施行者の名称
見附市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 長岡都市計画下水道事業
 - (2) 名称 見附市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和39年8月11日から平成32年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
なし

◎新潟県告示第1180号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年 8 月 8 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 施行者の名称

見附市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 長岡都市計画下水道事業
- (2) 名称 見附市第2公共下水道

3 事業施行期間

昭和54年 4 月 6 日から平成32年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和54年新潟県告示第877号、昭和55年新潟県告示第2834号、昭和63年新潟県告示第963号、平成5年新潟県告示776号、平成10年新潟県告示第774号及び平成15年新潟県告示第1584号の事業地に見附市本所町字皿の子の一部を追加する。

(2) 使用の部分

変更なし

◎新潟県告示第1181号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規程により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成26年 8 月 8 日

直江津港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 埋立免許年月日

平成26年 8 月 1 日

2 出願人の名称及び住所

出願人住所 新潟市中央区新光町4番地1

出願人名称 新潟県

代表者住所 新潟市中央区新光町4番地1

代表者氏名 新潟県知事 泉田 裕彦

3 埋立区域

(1) 位置

新潟県上越市港町1丁目93番から同市港町2丁目536番2に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち1の地点から8の地点を順次に結ぶ平成25年秋分の満潮位（D.L.+0.39m）における公有水面と陸地の境界線、8の地点から11の地点までを順次に結ぶ平成25年秋分の満潮位（D.L.+0.39m）における公有水面との境界線、及び11の地点と1の地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点 直江津港沖防波堤北灯台（北緯37度13分40.6秒、東経138度16分31.5秒）

- | | | | |
|------|--------|------------|--------------|
| 1の地点 | 基点から | 202度33分44秒 | 5,380.27mの地点 |
| 2の地点 | 1の地点から | 152度30分35秒 | 5.73mの地点 |
| 3の地点 | 2の地点から | 65度21分57秒 | 5.56mの地点 |
| 4の地点 | 3の地点から | 66度13分25秒 | 30.31mの地点 |
| 5の地点 | 4の地点から | 64度52分54秒 | 44.85mの地点 |

6の地点	5の地点から	64度51分44秒	4.72mの地点
7の地点	6の地点から	334度51分23秒	7.37mの地点
8の地点	7の地点から	54度26分17秒	0.82mの地点
9の地点	8の地点から	334度24分18秒	1.66mの地点
10の地点	9の地点から	244度23分48秒	69.51mの地点
11の地点	10の地点から	154度24分52秒	1.49mの地点

(3) 面積

711.89㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

新潟県上越市港町1丁目91番4、91番7、93番、同市港町2丁目91番1、91番4、536番1、536番2の地内並びに同市港町1丁目91番4、93番、同市港町2丁目91番1、91番4、536番1、536番2の地先公有水面

(2) 区域

次のアの地点からカの地点までを順次に直線で結んだ線及びカの地点とアの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点 直江津港沖防波堤北灯台（北緯37度13分40.6秒、東経138度16分31.5秒）

アの地点 基点から 201度57分50秒 5,299.99mの地点

イの地点 アの地点から 244度23分48秒 81.47mの地点

ウの地点 イの地点から 152度26分37秒 10.86mの地点

エの地点 ウの地点から 242度29分43秒 20.89mの地点

オの地点 エの地点から 152度30分50秒 37.64mの地点

カの地点 オの地点から 61度36分38秒 100.86mの地点

(3) 面積

4,511.39㎡

5 埋立地の用途

ふ頭用地

公 告

採石業務管理者試験の実施について（公告）

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、平成26年度（第43回）採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成26年8月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 試験の日時及び場所

平成26年10月10日（金曜日） 午前10時から正午まで

新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁西回廊講堂

2 受験手続

(1) 受験願書請求先

新潟県土木部河川管理課

県内各地域振興局地域整備部又は津川地区振興事務所

(2) 受験願書提出先

新潟県土木部河川管理課

(3) 受験願書受付期間

平成26年8月25日午前8時30分から平成26年9月24日午後5時15分まで

（郵送の場合は平成26年9月24日付け消印のあるものを有効とする。）

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年8月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量
 - (1) 防護服 (タイベック型) 3,144着
 - (2) 防護手袋 (綿) 524ダース
防護手袋 (ゴム) 907ダース
 - (3) 防護オーバースューズ 3,096足
 - (4) 防護長靴 190足
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成26年1月16日
- 6 落札者の氏名及び住所
 - (1) 上記1(1)及び(4)について
株式会社神戸理化学工業
新潟県新潟市中央区近江2丁目31番10号
 - (2) 上記1(2)及び(3)について
ミドリ安全新潟株式会社
新潟県新潟市中央区上近江1丁目4番23号
- 7 落札価格
 - (1) 上記1(1)について
5,678,064円
 - (2) 上記1(2)について
2,956,044円
 - (3) 上記1(3)について
5,120,010円
 - (4) 上記1(4)について
2,086,770円
- 8 入札公告日
平成25年11月29日
- 9 落札方式
最低価格

特定調達契約の落札者等について (公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成7年新潟県規則第87号) 第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年8月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量
防護服 (アノラック型) 3,096着
 - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
 - 3 調達方法
購入等
 - 4 契約方式
-

- 一般競争入札
- 5 落札決定日
平成26年2月3日
- 6 落札者の氏名及び住所
新潟モリタ株式会社
新潟県新潟市東区材木町3番21号
- 7 落札価格
12,938,184円
- 8 入札公告日
平成25年12月27日
- 9 落札方式
最低価格

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、蛍光内視鏡システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年8月8日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

蛍光内視鏡システム 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年12月26日（金）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2313

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成26年8月18日(月)午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター 3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、超音波診断装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年8月8日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

超音波診断装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年10月31日(金)

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登録されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588
新潟県新発田市本町1丁目2番8号
新潟県立新発田病院経営課
電話番号 0254-22-3121 内線2516

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

平成26年8月18日(月)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成26年8月20日(水)午前10時00分
新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、採血業務支援システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達はWTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

平成26年8月8日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量

採血業務支援システム 一式

- (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年3月31日(火)

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成26年9月17日(水)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成26年9月24日(水)午前10時00分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

- ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- ② 詳細は入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased;

Blood collecting business support system [1]set

- (2) Deadline for bid submission

10:00A.M. September 24, 2014

- (3) For more information, contact;

Department of Administration, Niigata Prefectural Shibata Hospital

*address: 1-2-8 Hon-cho, Shibata-City, Niigata

〒957-8588

JAPAN

TEL 0254-22-3121 Ext. 2516

雑 報

公立大学法人新潟県立看護大学告示第1号

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を定める告示（平成25年8月9日公立大学法人新潟県立看護大学告示第3号）の一部を次のように改正し、平成26年9月1日以降に実施する試験から適用する。

平成26年8月8日

公立大学法人新潟県立看護大学 理事長 渡邊 隆

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
口頭により開示請求 をすることができる保 有個人情報の項目		口頭によ り開示請 求をする ことがで きる期間	口頭によ り開示請 求をする ことがで きる場所	口頭により開示請求 をすることができる保 有個人情報の項目		口頭によ り開示請 求をする ことがで きる期間	口頭によ り開示請 求をする ことがで きる場所
試験の名 称	開示する 内容			試験の名 称	開示する 内容		
(略)				(略)			
県立看護 大学事務 局職員採 用試験	種目別得 点、 <u>総合 得点及び 順位</u>	選考考査 の結果(合 否)通知日 から1か 月間	県立看護 大学総務 課	県立看護 大学事務 局職員採 用試験	種目別得 点、 <u>総合 ランク</u>	選考考査 の結果(合 否)通知日 から1か 月間	県立看護 大学総務 課